# 自転車指導啓発重点地区及び路線 (加茂警察署) 令和4年4月

## よく見られる自転車利用者の違反形態

- ★ 指定場所で一時停止をしない
- 交差点で徐行や安全確認をしない
- ➤ 並進しながらの運転
- ➤ イヤフォンを使用しながらの運転
- 歩道・横断歩道で歩行者がいても降車しない

## 【重点路線】

市道神明森山線(通称:古井街道) 清水町 ~ 古井駅前

#### >選定理由

・沿線に中学校や高校があり、通学での 自転車利用者が多く、

ななめ横断や並進する自転車も多い。

・自転車関連事故が多発

(R1~R3合計20件)



#### 【重点地区】 山手地区および古井地区

### ➤ 選定理由

・美濃太田駅を中心とした両地区には、商業施設が多数 あるほか、通勤・通学、買い物等での

自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。

- ・自転車関連事故が多発傾向(R3:42件)
- ・自転車利用者のルール違反等についての要望多数

自転車は「車両」に区分される乗り物です! 以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転 車の安全な利用をお願いします。

1:15,000

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 歩道は、歩行者優先! 1
- 2 交差点では必ず安全確認!
- 3 暗くなったらライトと反射材!
- 4 人乗り・並進の禁止!
- 「ながら運転」の禁止!



警察では、自転車運転者 の危険な運転行為に対し、 指導警告を行うとともに、 悪質・危険な交通違反に 対しては検挙措置を講ず るなど、厳正に対処して います。